

[事案 24-116] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

申込書が偽造であること等を理由として、契約の取消と既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

申立契約（1、2）について、申立人は、加入の同意をしていないので、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- ①平成 17 年 11 月に契約した申立契約 1 について、募集人（申立人の実弟）と保険のことであったことはなく、申込書・告知書の署名およびその他の記入は申立人の筆跡とは異なり、申込書の契約者欄の印影は、実印に似ているが実印によるものとは認められず、年払保険料を申立人は支払っていない。
- ②平成 19 年 5 月に契約した申立契約 2 について、両親に保険の加入を依頼されたことから、保険の申込書であることは理解してその契約者欄に銀行印で押印したが、署名およびその他の記入は申立人の筆跡とは異なり、保険料が自分の口座から引き落としになったかは確認できていない。

<保険会社の主張>

以下のとおり、募集人が、申立人が主張するような行為を行った事実は確認できず、契約取扱いには問題がなかったと判断しているので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込書・告知書は、申立人本人の自署で、募集人は、申込書を申立人から貰った記憶があり、印鑑は本人の実印であるとのことで、申立人の主張する事実は確認できなかった。
- (2) 申立契約 1 については、契約後コールセンターに解約申出の電話の記録もあり、該当契約について了知していたと判断される。
- (3) 申立契約は何れも失効しており、失効前には保険料払込案内通知が郵送されている。
- (4) 告知書、申込書の筆跡は、申立の筆跡と同一と認められる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および、申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1) 申立契約 1 について

申立人の言い分は、契約申込の意思はなく、申込書は偽造であるとの主張と解されるが、募集人の言い分とは全く異なり、直ちに申立人の言い分を認めることはできない。

申込書の契約者欄の筆跡は他の書類の申立人の筆跡と良く似ており、印影も、実印で押印する必要はないのに敢えて複雑な実印の印影を作成する理由は認められず、申立人の実印によるものと考えられるので、申込書の署名捺印は、申立人によってなされたものと考えられ、申込書は申立人の意思に基づいて作成されたものと推定され、この推認を覆す特段の事情は見当たらないので、契約は有効に成立したものと認められる。

(2) 申立契約 2 について

申立人の言い分は、契約申込の意思はあったものの、申込書は偽造であると主張するものと解されるが、募集人の言い分とは全く異なり、直ちに申立人の言い分を認めることはできない。

申込書・告知書の筆跡は、申立契約1と同様の理由により申立人の筆跡であると考えられ、申込書の印影は、銀行印によるもので、申立人自らが押印したことは申立人も認めているので、申込書は申立人の意思にもとづいて作成されたものと推定され、この推認を覆す特段の事情は見当たらず、また、口座振替依頼書には、申立人しか知りえない申立人名義口座が記入されており、筆跡も申立人のものと認められるので、契約は有効に成立したものと認められる。